

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇規 則

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則(人事課)

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例附則第二項第二号の規則で定める日を定める規則(〃)

◇教委規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(〃)
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(教委職員課)

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 一 給料表の改定
給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一関係)
- 二 初任給基準の改定

初任給の基準に係る給料月額を現行「一一七、三〇〇円」から「一二四、九〇〇円」に引き上げることとした。(別表第三関係)

三 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用することとした。

規 則

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十六号

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員(〃)の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成三年十二月鳥取県条例第二十八号。以下「条例」という。)の施行期日は、平成三年十二月二十五日とする。ただし、条例第一条中職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三

号)第一条及び第二条第一項の改正規定、第八条第四項を削る改正規定、
 第十一条の第二項第一号の改正規定、第十六条の第二項の改正規定、
 第十六条の三の改正規定並びに第十六条の七の次に一条を加える改正規定
 並びに条例第二条の規定の施行期日は、平成四年一月一日とする。

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条
 例の一部を改正する条例附則第二項第二号の規則で定める日を定める規則
 をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十七号

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関す
 る条例の一部を改正する条例附則第二項第二号の規則で定める日を
 定める規則

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条
 例の一部を改正する条例(平成三年十二月鳥取県条例第二十八号)附則第
 二項第二号の規則で定める日は、平成四年一月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十八号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)
 の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	108,400	197,700	239,200	287,900
2	111,800	205,400	247,300	297,200
3	115,100	213,300	255,400	306,700
4	118,200	221,600	263,500	316,300
5	121,000	229,900	271,600	326,000
6	124,900	238,100	279,700	335,600
7	129,100	255,400	285,100	345,100
8	133,800	263,500	294,200	354,400
9	139,300	271,600	303,300	363,300
10	144,900	279,700	312,800	370,100
11	150,400	285,100	322,400	380,000
12	160,300	294,200	332,000	389,600
13	167,300	303,300	341,500	398,900
14	172,800	312,800	350,700	406,500
15	177,400	322,400	359,100	413,600
16	186,300	332,000	365,900	418,300
17	193,000	341,500	372,300	422,800
18	200,400	350,700	378,200	427,200
19	207,600	359,100	384,500	431,200
20	214,700	365,900	390,000	435,000
21	229,900	372,300	394,800	
22	238,100	376,900	399,300	
23	246,000	381,300	403,700	
24	253,900	385,600	407,700	
25	261,700	389,900	411,400	
26	271,600	394,000		
27	279,700	397,800		
28	287,800	401,400		
29	295,800			
30	303,600			
31	311,400			
32	319,000			
33	325,200			
34	330,900			
35	336,100			
36	340,400			
37	344,500			
38	348,200			
39	351,500			
40	354,800			
41	358,200			
42	361,500			
43	364,800			
44	367,100			

別表第三の表中「一七、三〇〇円」を「二四、九〇〇円」に改める。

附 則

1 (施行期日等)
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 平成三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附

則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の変替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
359,100 円	369,900 円	393,400 円	405,000 円	403,200 円	415,100 円	426,500 円	438,800 円
361,900	372,700	397,000	408,600	406,900	418,800	430,300	442,600
364,700	375,500	400,600	412,200	410,600	422,500	434,100	446,400
367,500	378,300	404,200	415,800	414,300	426,200	437,900	450,200
370,300	381,100	407,800	419,400	418,000	429,900	441,700	454,000

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	108,400	197,700	239,200	287,900
2	111,800	205,400	247,300	297,200
3	115,100	213,300	255,400	306,700
4	118,200	221,600	263,500	316,300
5	121,000	229,900	271,600	326,000
6	124,900	238,100	279,700	335,600
7	129,100	255,400	285,100	345,100
8	133,800	263,500	294,200	354,400
9	139,300	271,600	303,300	363,300
10	144,900	279,700	312,800	370,100
11	150,400	285,100	322,400	380,000
12	160,300	294,200	332,000	389,600
13	167,300	303,300	341,500	398,900
14	172,800	312,800	350,700	406,500
15	177,400	322,400	359,100	413,600
16	186,300	332,000	365,900	418,300
17	193,000	341,500	372,300	422,800
18	200,400	350,700	378,200	427,200
19	207,600	359,100	384,500	431,200
20	214,700	365,900	390,000	435,000
21	229,900	372,300	394,800	
22	238,100	376,900	399,300	
23	246,000	381,300	403,700	
24	253,900	385,600	407,700	
25	261,700	389,900	411,400	
26	271,600	394,000		
27	279,700	397,800		
28	287,800	401,400		
29	295,800			
30	303,600			
31	311,400			
32	319,000			
33	325,200			
34	330,900			
35	336,100			
36	340,400			
37	344,500			
38	348,200			
39	351,500			
40	354,800			
41	358,200			
42	361,500			
43	364,300			
44	367,100			

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成三年十二月二十五日
 鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第六号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 則第九号) の一部を次のように改正する。
 別表第一を次のように改める。

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規

別表第三の表中「一一七、三〇〇円」を「一二四、九〇〇円」に、「一〇八、一〇〇円」を「一一五、一〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の内払等)

2 平成三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払と

みなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の変替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
359,100 ^円	369,900 ^円	393,400 ^円	405,000 ^円	403,200 ^円	415,100 ^円	426,500 ^円	438,800 ^円
361,900	372,700	397,000	408,600	406,900	418,800	430,300	442,600
364,700	375,500	400,600	412,200	410,600	422,500	434,100	446,400
367,500	378,300	404,200	415,800	414,300	426,200	437,900	450,200
370,300	381,100	407,800	419,400	418,000	429,900	441,700	454,000